平成27年

第2回市議会定例会 議案第11号

函館市学校設置条例の一部改正について

函館市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年6月19日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市学校設置条例の一部を改正する条例

函館市学校設置条例(昭和39年函館市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

 函館市立凌雲中学校
 函館市千代台町22番19号

 函館市立五稜中学校
 函館市田家町5番17号

 函館市立大川中学校
 函館市大川町12番38号

函館市立凌雲中学校 函館市千代台町22番19号 に,

函館市立桐花中学校 を 函館市立五稜郭中学校 に

改める。

Γ

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

函館市立五稜中学校,函館市立大川中学校および函館市立桐花中学校 を統合し,函館市立五稜郭中学校を設置するため